

指定（介護予防）
通所リハビリテーション
重要事項説明書

医療法人社団 洋精会
沼尾病院

1 当院通所リハビリテーションサービスについての窓口

電話番号 028-689-8883

午前8時30分から午後5時30分までは、通所リハビリテーション担当相談員及び専従する従業者により対応します。

午後5時30分から午前8時30分までは沼尾病院の守衛により対応します。

2 当院通所リハビリテーションの概要

(1) 提供出来るサービスの種類と地域

名 称	沼尾病院
所在地	栃木県宇都宮市星が丘1丁目7番38号
介護保険指定番号	0910110121
サービス提供地域	宇都宮市

(2) 当院通所リハビリテーションの職員体制 <令和6年4月1日現在>

職種	常勤	非常勤	計
医師	1名		1名
機能訓練士	7名	1名	8名
看護職員		1名	1名
介護職員	2名	5名	7名
管理栄養士	1名		1名
送迎運転手		4名	4名
相談員	2名		2名

(3) 当院通所リハビリテーションの設備の概要

定員	40名
専用室	171.81㎡
浴室（一般浴槽と特殊浴槽があります）	25.81㎡
送迎車	5台

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日	午前8:30～午後5:30
定休日	日曜日、祝日、夏季休業（8/14、15）年末年始（12/31～1/3）	

3 サービス内容

(1) 通所リハビリテーション (2) 送迎 (3) 食事

(4) 入浴 (5) 個別リハビリテーション

4 利用料金

(1) 通所リハビリテーション利用料

要介護区分（6時間以上7時間未満）	単位
要介護1	715
要介護2	850
要介護3	981
要介護4	1137
要介護5	1290

*サービス途中での体調不良や自己都合等による早退について送迎が対応できない場合はご家族にお迎えに来て頂くことになります。

(2) 通所リハビリテーション その他サービス利用料

加算項目	単位
通所リハ短期集中個別リハビリテーション加算 【 退院（所）日又は認定日から3月以内 】	110／日
通所リハリハビリ提供体制加算4	24／日
通所リハサービス提供体制強化加算Ⅰ	22／日
通所リハ入浴介助加算	40／日
通所リハ科学的介護推進体制加算	40／月
退院時共同指導加算	当該退院につき1回限り600／月
通所リハ介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	1ヶ月の利用総単位数の8.6%

(3) 介護予防通所リハビリテーション利用料

要支援区分	単位
要支援 1	2 2 6 8
要支援 2	4 2 2 8

(4) 介護予防通所リハビリテーション その他サービス利用料

加算項目	単位
予防通所リハサービス提供体制強化加算 I 要支援 1 要支援 2	8 8 / 月 1 7 6 / 月
予防通所リハ科学的介護推進体制加算	4 0 / 月
退院時共同指導加算	当該退院につき 1 回限り 6 0 0 / 月
予防通所リハ介護職員処遇改善加算 (I) (1 月につき)	1 ヶ月算定総単位数の 8.6%

※ 基本利用料と各加算項目を併せた単位数に地域単価 1 0.3 3 円を乗じた額に対して、介護保険負担割合証に示されている割合分 (1 割～3 割) をご負担いただきます。

【 宇都宮市の (介護予防) 通所リハビリテーションの単価は 1 単位＝1 0.3 3 円 】

(5) その他の自己負担額

食材料費

(普通食の場合) 昼食 1 食あたり 7 2 8 円

(特別食の場合) 昼食 1 食あたり 8 3 0 円

* 特別食とは主治医の指示、もしくは本人の希望により提供する治療食 (糖尿食、減塩食等) をいう

おやつ 1 食あたり 9 2 円

オムツ代（事業所備品をご利用の場合）

パンツタイプ（サイズL）	1枚あたり	90円
パンツタイプ（サイズM）	1枚あたり	80円
尿取りパット1枚	1枚あたり	20円
オムツ処理代（事業所にてオムツ等処理する場合）	1枚あたり	30円
マスク	1枚あたり	50円

※その他趣味教養活動に係る材料費及び日常生活に係る費用及び行事等で係る費用は、利用者又は家族の同意が得られたものに限り実費徴収する。

（6）キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料は徴収しません。
利用者は利用当日の午前8：00～8：20までに中止の旨の連絡をして下さい。
無断の利用中止が度重なる場合には契約の解除を申し出る場合があります。

用語のご説明

中止	利用をお休みされることを表す。サービス提供ではお迎えの送迎の到着時点までを意味します。この場合、料金は発生しません。
中断	利用中に何らかの事情で、利用を打ち切ることを表します。 サービス提供では、送迎を利用の場合においては迎えの送迎車に 乗車されて以降を、送迎の利用がない場合においては、施設到着後 職員による健康チェックを受けた時点以降を意味します。 この場合、利用日の利用時間に合わせた料金を請求させていただきます。
終了	利用契約の解除と同義です。

（7）利用中止に関するお願い

他の利用者への感染等の危惧がある疾患にお罹りの場合や、明らかに通常のご利用が困難である体調不良の場合、或いは、看病を主な目的とせざるを得ない状況と思われる場合の利用はお断りすることがあります。
利用の可否について判断が難しい場合には問い合わせ下さい。

（8）利用中断の場合のお取り扱い

当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、或いは利用中に体調が悪くなった場合にはサービス内容を変更または中断することがあります。利用が中断となった場合は利用時間に合わせた料金を請求させていただきます。状況によっては当日一日分の料金を徴収する場合があります。

(9) 支払い方法

原則、郵便局の自動引き落とし、足利銀行の自動引き落としをお願いします。
また、病院窓口での現金精算も可能です。

(10) 支払いの流れ

毎月10日前後に前月ご利用分の請求書をお渡しします。
郵便局・銀行共に毎月26日が引落とし日になりますので事前のご入金をお願いします。
なお、26日が金融機関の休業日にあたる場合には、翌営業日が引き落とし日となります。利用料お支払いの確認が取れ次第速やかに領収証を発行致します。
また病院窓口等、現金による支払いを希望される場合には月末までにお支払い下さい。領収書は支払い当日にお渡しします。

*現金での支払いについて、デイケア職員は支払時以外の金銭の預かり、またはその管理はしません。本人管理に問題がある場合には、ご家族による支払い等を検討下さい。

*介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が事業者を支払わない場合があります。その場合は利用にかかった費用を利用者に一旦全額支払っていただきます。その後、支払い証明書を自治体に提出することで差額分の払い戻しを受けて下さい。(償還払い)

5 サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了される場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月前迄に、文書でお申し出下さい。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は1ヶ月前迄に文書にて通知致します。

(3) 自動終了

以下の場合には、双方の通知が無くても自動的にサービスを終了致します。

- ・ 利用者が、介護保険施設にご入所された場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合

(4) その他

当事業所が正当な理由無くサービスを提供しない場合、または守秘義務に反した場合、利用者並びに家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合には、利用は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了する

ことが出来ます。

利用者のサービス利用料金のお支払いが請求した月末までに行われず、催告した日より2週間以内に支払いがない場合や利用者が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返された場合、利用者の入院もしくは病気等により3ヶ月以上に渡ってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なわれた場合、贈物等授与の制限に対し事業者による再三の注意に従わずこれを継続した場合には、文書で通知することにより即座に契約を終了させて頂く場合があります。

6 当院（介護予防）通所リハビリテーションの特徴

（1）運営の方針

- ・ 指定（介護予防）通所リハビリテーションの従業者は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- ・ 指定（介護予防）通所リハビリテーションは、利用者の要介護および要支援状態の軽減若しくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う
- ・ 指定（介護予防）通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し総合的なサービスの提供に努める。

（2）サービスのご利用にあたっての留意事項

- ・ 送迎時間の連絡
初回利用日については前日に連絡しますが、送迎毎のご連絡は行ないません。
当日の天候や道路事情、利用者数に応じてお迎えの時間が大幅な変更がある場合にはご連絡を差し上げます。
- ・ 体調確認
急変等が予想される場合の他はご連絡しません。
- ・ 体調不良等によるサービスの中止・変更
緊急時の連絡方法に従ってご家族等に連絡します。
- ・ 食事のキャンセル
当日ご利用開始後の変更は出来ません。
- ・ 設備・器具の利用
材料を要する物以外は全て利用料に含まれています。

7 事業者は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

8 虐待・身体拘束防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止、身体拘束の発生またはその防止のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

②虐待防止・身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

③事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

役職：主任 氏名：湯浅英貴

④事業者は利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従

業者に周知徹底を図ります。

③事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

役職：主任 氏名：湯浅英貴

9 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①通所リハビリ職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10 業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 緊急時の対応方法

- ・ サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

12 非常災害対策

- ・ 防災時の対応
消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、または、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
- ・ 防災設備
医療機関として、消防検査に合格した防火設備を完備して居ります。その他、非常備蓄品等を用意して居ります。

・ 防災訓練

年1回以上の防火教育及び消火・通報・避難訓練及び非常災害用設備の使用方法の徹底等を行ないます。

1.3 サービス内容に関する苦情等

(1) 当院（介護予防）通所リハビリテーションのご利用者様のサービス相談窓口

電話番号 028-689-8883

担当者 湯浅 英貴（主任）

担当者が不在の場合、通所リハビリテーション職員が対応致します。

受付時間 月～土曜日 8:30～17:30

(2) その他

当院（介護予防）通所リハビリテーション相談窓口以外に、市町村の相談苦情窓口等に苦情等を伝えることが出来ます。

宇都宮市役所高齢福祉課

028-632-8989

（営業時間 8:30～19:00）

栃木県国民健康保険団体連合会

028-643-2220

（営業時間 8:30～17:00）

1.4 サービスの第三者評価

当院通所リハビリテーションにおいて提供するサービスに対して第三者評価は実施しておりません。

1.5 当事業所母体概要

法人等種別

医療法人

母体施設名

医療法人社団洋精会沼尾病院

代表者役職・氏名

理事長 上 原文 香

所在地・電話番号

栃木県宇都宮市星が丘1丁目7番38号

電話 028-622-2222

指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供開始にあたり、通所リハビリテーション職員より本書面に基づいて重要事項の説明を受けました。

説明者

<所 属> 沼尾病院通所リハビリテーション
<氏 名>

令和 年 月 日

<氏 名>

<代 筆>

令和6年4月1日現在

指定（介護予防）
通所リハビリテーション
重要事項説明書

医療法人社団 洋精会
沼尾病院

1 当院通所リハビリテーションサービスについての窓口

電話番号 028-689-8883

午前8時30分から午後5時30分までは、通所リハビリテーション担当相談員及び専従する従業者により対応します。

午後5時30分から午前8時30分までは沼尾病院の守衛により対応します。

2 当院通所リハビリテーションの概要

(1) 提供出来るサービスの種類と地域

名 称	沼尾病院
所 在 地	栃木県宇都宮市星が丘1丁目7番38号
介護保険指定番号	0910110121
サービス提供地域	宇都宮市

(2) 当院通所リハビリテーションの職員体制 <令和4年9月1日現在>

職種	常勤	非常勤	計
医師	1名		1名
機能訓練士	6名	1名	7名
看護職員		1名	1名
介護職員	2名	5名	7名
管理栄養士	1名		1名
送迎運転手		4名	4名
相談員	2名		2名

(3) 当院通所リハビリテーションの設備の概要

定員	40名
専用室	171.81㎡
浴室（一般浴槽と特殊浴槽があります）	25.81㎡
送迎車	5台

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日	午前8:30～午後5:30
定休日	日曜日、祝日、夏季休業（8/14、15）年末年始（12/31～1/3）	

3 サービス内容

- (1) 通所リハビリテーション (2) 送迎 (3) 食事
(4) 入浴 (5) 個別リハビリテーション

4 利用料金

(1) 通所リハビリテーション利用料

要介護区分（3時間以上4時間未満）	単位
要介護1	486
要介護2	565
要介護3	643
要介護4	743
要介護5	842

*サービス途中での体調不良や自己都合等による早退について送迎が対応できない場合はご家族にお迎えに来て頂くことになります。

(2) 通所リハビリテーション その他サービス利用料

加算項目	単位
通所リハ短期集中個別リハビリテーション加算 【 退院（所）日又は認定日から3月以内 】	110/日
リハビリ提供体制加算Ⅰ	12/日
通所リハサービス提供体制強化加算Ⅰ	22/日
通所リハ科学的介護推進体制加算	40/月
退院時共同指導加算	当該退院につき1回限り600/月
通所リハ介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	1ヶ月の利用総単位数の8.6%

(3) 介護予防通所リハビリテーション利用料

要支援区分	単位
要支援1	2268
要支援2	4228

(4) 介護予防通所リハビリテーション その他サービス利用料

加算項目	単位
予防通所リハサービス提供体制強化加算Ⅰ	
要支援1	88/月
要支援2	176/月
予防通所リハ科学的介護推進体制加算	40/月
退院時共同指導加算	当該退院につき1回限り600/月
予防通所リハ介護職員処遇改善加算(Ⅰ)通所リハ (1月につき)	1ヶ月算定総単位数の8.6%

※ 基本利用料と各加算項目を併せた単位数に地域単価10.33円を乗じた額に対して、介護保険負担割合証に示されている割合分(1割～3割)をご負担いただきます。

【 宇都宮市の(介護予防)通所リハビリテーションの単価は1単位＝10.33円 】

(5) その他の自己負担額

食材料費

(普通食の場合) 昼食1食あたり 728円

(特別食の場合) 昼食1食あたり 830円

* 特別食とは主治医の指示、もしくは本人の希望により提供する治療食(糖尿食、減塩食等)をいう

おやつ 1食あたり 92円

オムツ代(事業所備品をご利用の場合)

パンツタイプ(サイズL) 1枚あたり 90円

パンツタイプ(サイズM) 1枚あたり 80円

尿取りパット1枚 1枚あたり 20円

オムツ処理代(事業所にてオムツ等を処理する場合) 1枚あたり30円

マスク 1枚あたり 50円

※その他趣味教養活動に係る材料費及び日常生活に係る費用及び行事等で係る費用は、利用者又は家族の同意が得られたものに限り実費徴収する。

(6) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料は徴収しません。

利用者は利用当日の午前8:00～8:20までに中止の旨の連絡をして下さい。

無断の利用中止が度重なる場合には契約の解除を申し出る場合があります。

用語のご説明

中止	利用をお休みされることを表す。サービス提供ではお迎えの送迎の到着時点までを意味します。この場合、料金は発生しません。
中断	利用中に何らかの事情で、利用を打ち切ることを表します。 サービス提供では、送迎を利用の場合においては迎えの送迎車に 乗車されて以降を、送迎の利用がない場合においては、施設到着後 職員による健康チェックを受けた時点以降を意味します。 この場合、利用日の利用時間に合わせた料金を請求させていただきます。
終了	利用契約の解除と同義です。

(7) 利用中止に関するお願い

他の利用者への感染等の危惧がある疾患にお罹りの場合や、明らかに通常のご利用が困難である体調不良の場合、或いは、看病を主な目的とせざるを得ない状況と思われる場合の利用はお断りすることがあります。

利用の可否について判断が難しい場合には問い合わせ下さい。

(8) 利用中断の場合のお取り扱い

当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、或いは利用中に体調が悪くなった場合にはサービス内容を変更または中断することがあります。利用が中断となった場合は利用時間に合わせた料金を請求させていただきます。状況によっては当日一日分の料金を徴収する場合があります。

(9) 支払い方法

原則、郵便局の自動引き落とし、足利銀行の自動引き落としをお願いします。
また、病院窓口での現金精算も可能です。

(10) 支払いの流れ

毎月10日前後に前月ご利用分の請求書をお渡しします。

郵便局・銀行共に毎月26日が引落とし日になりますので事前のご入金をお願いします。

なお、26日が金融機関の休業日にあたる場合には、翌営業日が引き落とし日となります。利用料お支払いの確認が取れ次第速やかに領収証を発行致します。

また病院窓口等、現金による支払いを希望される場合には月末までにお支払い下さい。領収書は支払い当日にお渡しします。

- * 現金での支払いについて、デイケア職員は支払時以外の金銭の預かり、またはその管理はしません。本人管理に問題がある場合には、ご家族による支払い等を検討下さい。
- * 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が事業者に支払われない場合があります。その場合は利用にかかった費用を利用者に一旦全額支払っていただきます。
その後、支払い証明書を自治体に提出することで差額分の払い戻しを受けて下さい。
(償還払い)

5 サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了される場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月前迄に、文書でお申し出下さい。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合があります。その場合は1ヶ月前迄に文書にて通知致します。

(3) 自動終了

以下の場合には、双方の通知が無くても自動的にサービスを終了致します。

- ・ 利用者が、介護保険施設にご入所された場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合

(4) その他

当事業所が正当な理由無くサービスを提供しない場合、または守秘義務に反した場合、利用者並びに家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合には、利用は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することが出来ます。

利用者のサービス利用料金のお支払いが請求した月末までに行われず、催告した日より2週間以内に支払いがない場合や利用者が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返された場合、利用者の入院もしくは病気等により3ヶ月以上に渡ってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なわれた場合、贈物等授与の制限に対し事業者による再三の注意に従わずこれを継続した場合には、文書で通知することにより即座に契約を終了させて頂く場合があります。

6 当院（介護予防）通所リハビリテーションの特徴

（１）運営の方針

- ・ 指定（介護予防）通所リハビリテーションの従業者は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- ・ 指定（介護予防）通所リハビリテーションは、利用者の要介護および要支援状態の軽減若しくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う
- ・ 指定（介護予防）通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し総合的なサービスの提供に努める。

（２）サービスのご利用にあたっての留意事項

- ・ 送迎時間の連絡
初回利用日については前日に連絡しますが、送迎毎のご連絡は行ないません。
当日の天候や道路事情、利用者数に応じてお迎えの時間が大幅な変更がある場合にはご連絡を差し上げます。
- ・ 体調確認
急変等が予想される場合の他はご連絡しません。
- ・ 体調不良等によるサービスの中止・変更
緊急時の連絡方法に従ってご家族等に連絡します。
- ・ 食事のキャンセル
当日ご利用開始後の変更は出来ません。
- ・ 設備・器具の利用
材料を要する物以外は全て利用料に含まれています。

7 事業者は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- （１）身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- （２）個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- （３）意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

8 虐待・身体拘束防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止、身体拘束の発生またはその防止のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

②虐待防止・身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

③事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

役職：主任 氏名：湯浅英貴

④事業者は利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

③事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

役職：主任 氏名：湯浅英貴

9 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①通所リハビリ職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。

②事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。

④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

10 業務継続に向けた取り組みについて

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 緊急時の対応方法

- ・ サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

12 非常災害対策

- ・ 防災時の対応

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、または、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- ・ 防災設備

医療機関として、消防検査に合格した防火設備を完備して居ります。その他、非常備蓄品等を用意して居ります。

- ・ 防災訓練

年1回以上の防火教育及び消火・通報・避難訓練及び非常災害用設備の使用方法の徹底等を行ないます。

13 サービス内容に関する苦情等

(1) 当院（介護予防）通所リハビリテーションのご利用者様のサービス相談窓口

電話番号 028-689-8883

担当者 湯浅 英貴（主任）

担当者が不在の場合、通所リハビリテーション職員が対応致します。

受付時間 月～土曜日 8:30～17:30

(2) その他

当院（介護予防）通所リハビリテーション相談窓口以外に、市町村の相談苦情窓口等に苦情等を伝えることが出来ます。

宇都宮市役所高齢福祉課	028-632-8989
	(営業時間 8:30~19:00)
栃木県国民健康保険団体連合会	028-643-2220
	(営業時間 8:30~17:00)

1.4 サービスの第三者評価

当院通所リハビリテーションにおいて提供するサービスに対して第三者評価は実施しておりません。

1.5 当事業所母体概要

法人等種別	医療法人
母体施設名	医療法人社団洋精会沼尾病院
代表者役職・氏名	理事長 上 原文 香
所在地・電話番号	栃木県宇都宮市星が丘1丁目7番38号 電話 028-622-2222

指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供開始にあたり、ご利用者様に対して本書面に基づいて重要な事項をご説明致しました。

事業者

<住 所> 栃木県宇都宮市星が丘１－７－３８
<事業者名> 医療法人社団洋精会沼尾病院
<代表者名> 上 原 文 香

説明者

<所 属> 沼尾病院通所リハビリテーション
<氏 名>

指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供開始にあたり、通所リハビリテーション職員より本書面に基づいて重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

<氏 名>

<代 筆>

令和６年４月１日現在